

◎新潟県告示第668号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次のとおり宅地建物取引業の免許を取り消した。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 被処分者の商号又は名称、代表者の氏名

有限会社中山建築工業

代表取締役 中山 功

2 主たる事務所の所在地

新潟市秋葉区朝日117番地1

3 免許証番号

新潟県知事（8）第3210号

4 免許の取消年月日

令和4年5月17日